

2023年7月28日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 大谷 真哉

電気事業法第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令に対する報告

令和5年(2023年)7月14日付け20230619資第20号「電気事業法第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令について」において命令を受けた事項について、別添のとおりご報告いたします。

以上

電気事業法第2条の17第1項の規定に基づく
業務改善命令について
(改善計画の報告)

中部電力ミライズ株式会社
2023年(令和5年)7月28日

- (1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。）又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記（1）の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、2023年8月10日（木）までに書面報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
- ・改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講ずること。
 - ・社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
 - ・小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リネンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

回答

1 事案の内容及び発生原因

- ・当社（2020年3月以前は中部電力株式会社（以下「中部電力」という。））は関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）を含む旧一般電気事業者との間で、経営層を含む者において、意見・情報交換を長期にわたり頻繁に行っていたものである。今般、関西電力との間で、相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り（関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。）が一定回数以上確認されたとして、経済産業大臣より、かかる行為を行うことは適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反

し、少なくとも電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものとの認定を受け、電気事業法に基づく業務改善命令を受けた。当社としては、独占禁止法上問題となる意見・情報交換を行っていたものではないと認識しているが、本命令を重く受け止める。

- ・また、当社は、公正取引委員会（以下「公取委」という。）より、2023年3月30日に、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関して、独占禁止法に違反しているとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。
- ・公取委による各命令については、公取委との間で事実認定と法解釈について見解の相違があることから、取消訴訟を提起し司法の判断を求めていることとしているが、公取委より複数の事案に関して独占禁止法違反の疑いを持たれたことや経済産業大臣から上記認定を受けたことは、競合他社との間で面談等が行われていたことに端を発しており、当社は、このことを重く受け止めている。
- ・当社は、2023年4月7日、従来より実施してきた独占禁止法遵守に向けた取り組みをさらに強化する「コンプライアンス徹底策」を公表し、これを着実に実施しているほか、公取委の排除措置命令に基づき、複数の再発防止措置を実施しているところであり、引き続き、営業活動に従事する役員・従業員のコンプライアンス意識のたゆまぬ向上や、より良い組織風土づくりに取り組んでいく。

2 改善計画に関する内部的な監査

- ・2023年上期において、考査部門によって、競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールの運用状況について考査が行われている。これに加え、下期において、監査部門によって、独占禁止法の遵守に係り、競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールおよび内部通報制度の運用ならびに法令遵守等の体制の状況について、内部監査を行う。
- ・また、法務担当者による定期的な監査として、半期に1回、交際費の実績がある全ての部署を対象として、会計実績データ・交際費管理表・接触申請を突合させた結果について、独占禁止法違反の疑いがあるものに主眼を置いてサンプルを抽出し、会計伝票・証拠書類・開催通知・相手方とのメール等の客観資料の確認とヒアリングを行うことに加え、各年度に1回、従業員に対して、他社との接触状況や独占禁止法遵守・コンプライアンス意識の浸透度、独占禁止法違反のおそれのある行為の有無に係るアンケートを実施する。
- ・そのうえで、第三者による定期的な監査として、半期に1回、競合他社との接触状況等を踏まえつつ、監査対象者をサンプル抽出し、利害関係を有しない弁護士により、独占禁止法の遵守状況や違反の兆候の有無についてヒアリングを実施する。また、法務担当者等が実施する定期的な監査の中で、独占禁止法の遵守に係る疑義等が発見された場合には、都度、速やかに上記の利害関係を有しない弁護士に報告し、必要があれば、弁護士自らがヒアリング等の監査を行う。

3 外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組み

- ・取締役会の下部機関として、外部人材を構成員の過半数に含む「改善計画モニタリング会議」を新たに設置したうえで、上記2で述べる法務担当者による定期的な監査の結果を含む改善計画の実施状況について同会議に報告する。同会議からは、改善計画の実施状況や実効性に係る評価を受けるとともに、必要な見直しに係る助言を受け、その結果を取締役に報告する。
- ・改善計画モニタリング会議は、代表取締役および常勤監査役に加え、外部人材として3名の社外弁護士を構成員とする。

4 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組み

- ・競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールとして、2021年2月に「競合他社との接触に関する規程」を制定（同4月に施行）しており、役員・特別役付職員が競合他社の役職員と接触することを原則として禁止したうえで、役員・特別役付職員が競合他社の役職員と接触しようとする場合には、接触の目的、理由（必要性）、議題、出席予定者等を事前に申請し、法務担当者の承認を得る取扱いとしている。また、接触者には、接触終了後、直ちにその内容を報告させている。
- ・なお、上記規程については、役員・特別役付職員のみを対象としているところ、代表取締役を議長とするコンプライアンス推進会議（通例半年に一度開催し、次回は2023年9月に開催予定）の議を経て、その対象を、一般役付職以下の従業員を含む全ての役職員に拡大する改定を実施する予定である。
- ・また、2023年4月6日、役職員による競合他社との懇親会等の原則禁止を改めて周知徹底したうえで、業務を遂行するうえで真にやむを得ない場合には、社長による事前承認を得た場合に限り実施可能としたうえで、実施後の事後報告を必須とするよう、運用を見直している。

5 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組み

- ・当社における意思決定機関である取締役会や、社長・本部長等で構成する経営執行会議については、法務部署の長が出席しており、法令遵守の観点からモニタリングを実施していく。
- ・その他の会議において競争に関する議題を扱う場合は、法務部署の長が出席し、法令遵守の観点からモニタリングを実施していく。

6 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等

- ・電気事業法、ガス事業法をはじめとする各種法令の知識やコンプライアンス意識の定着のため、社外弁護士または法務担当者による研修・教育等を定期的に開催しており、今後も着実に実施していく。
- ・特に、競争（独占禁止法）に関する研修・教育等については、次のとおりである。

(1) 研修の概要

① 社外弁護士による独占禁止法講演会

- ・社外から招いた弁護士を研修講師とする独占禁止法講演会を各年度につき1回実施する。
- ・不当な取引制限の未然防止に向けて各人が留意すべき事項を中心に、独占禁止法遵守に関する内容について説明を行う。

② 法務担当者による「独占禁止法遵守マニュアル」を用いた教育

- ・社内の法務担当者を研修講師とし、当社の定期異動後のタイミングで各年度につき1回実施する。
- ・独占禁止法に関する概要および独占禁止法上問題となりうる行為についてその事例等も交えて当社の営業実務担当者向けに解説した「独占禁止法遵守マニュアル」を用いて、その内容の説明を行う。

(2) 競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと

① 社外弁護士による独占禁止法講演会

- ・社長、業務執行取締役、常勤監査役、本店・地域各本部長、営業活動に従事する全従業員（当社の従業員のうち、管理・間接部門の従業員を除く全従業員）を対象とする。

② 法務担当者による「独占禁止法遵守マニュアル」を用いた教育

- ・中途採用、定期異動等により直近の1年間で新たに営業活動に従事することとなった者を対象とする。
- ・なお、当社は、これまでも直近の1年間で新たに営業活動に従事することとなった者に対し、当社の定期異動後のタイミングで独占禁止法遵守マニュアルを用いた研修を実施しており、これを継続する。

(3) 対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする

- ・今年度以降に実施する各研修については、社内システムを用いる等して受講率を把握し、その実効性を確認する。
- ・また、研修受講後、適宜、理解度チェックテストを実施して知識およびリスク認識の向上を図っているほか、独占禁止法遵守についてコミットすることとし、違反した場合は社内規程に基づく処分対象となる旨を周知している。

7 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成、当該規程による制度（社内リネンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底

・独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱い（社内リネンシー制度）を定める規程として、2023年5月に「独占禁止法違反行為等への処分および調査協力に関する規程」を制定し、同年6月に施行している。同規程に定める内容は下記のとおりである。

- ① 独占禁止法に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「違反行為等」という。）を行った者は処分の対象となる。
- ② 違反行為等の自主申告窓口を設置することとし、従業員が自己の関与する違反行為等について自主申告したうえで会社が行う調査・是正措置および公取委等による調査に全面的に協力した場合は、自主申告を行ったこと、自主申告の内容および当該調査等への協力内容等を総合的に勘案のうえ、従業員に対する懲戒処分を減免する。
- ③ 役員が違反行為等を行った場合は、ただちに自主申告するとともに、会社が行う調査・是正措置および公取委等による調査に協力しなければならない。この自主申告については、処分の減免対象とはならない。

・同規程については、同様の規程を制定・施行した中部電力CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）名で全ての従業員等に周知するとともに、社内イントラネットにおいて閲覧可能な状態としている。

・「独占禁止法違反行為等への処分および調査協力に関する規程」による制度（社内リネンシー制度）および内部通報制度についての役職員を含む全従業員に対する周知は、メールマガジンなどにより今後も継続的に行っていく。

以上